

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 20 日現在

機関番号：14101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780083

研究課題名(和文) 規範的秩序構想としての憲法パトリオティズム その論理的構造と政治的可能性

研究課題名(英文) Constitutional patriotism as a political-normative theory

研究代表者

馬原 潤二 (Mahara, Junji)

三重大学・教育学部・准教授

研究者番号：40399051

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：三年間にわたる「規範的秩序構想としての憲法パトリオティズム」の研究をとおして、以下のことが明らかになった。第一に、憲法パトリオティズムの構想が決して現実を無視した抽象的な理論に終始しているわけではなく、むしろ政治理念の現実化をとおしての「憲法文化」の形成というプラグマティックな問題領域にかかわるものであるということ、そして第二に、憲法パトリオティズムがナショナリズム的な言説に親近性を示しつつも批判的な見地に立ち、「憲法文化」形成のための間主観的な「場」を確保するために熟議民主主義のモチーフに依拠しつつものそれに方向性を与えるモメントになっているということである。

研究成果の概要(英文)：In this research, I analyzed the character of constitutional patriotism as a political normative theory. As a result, I emphasized two points: first, constitutional patriotism is not a political moment that looks good only in paper, but a very pragmatic motive to make "constitutional culture (Verfassungskultur)" as a community which gradually realize liberal-democratic order; second, we can find strong points and difficult points of constitutional patriotism in comparison with liberal nationalism and deliberative democracy, in which we can recognize very debatable possibility and problematics of this political perspective.

研究分野：政治思想史

キーワード：憲法パトリオティズム リベラル・デモクラシー 形式合理性 憲法文化 場の論理

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 憲法パトリオティズムについては、第二次世界大戦後のヨーロッパ政治において、もっぱらドイツの時事的文脈において語られてきた。ネーションとしてのアイデンティティを、民族や習俗のような文化的同質性ではなく、各人の自由と平等の実現を旨とする立憲主義の政治文化に求めるこの考え方は、実際、分断国家であり反ナチを国是とせざるを得なかった戦後ドイツという特殊な政治的状況の産物であった。ドルフ・シュテルンベルガーの問題提起以来、憲法パトリオティズムという言葉は、研究者のあいだばかりでなく、広く人口に膾炙され、現実政治のポレミカルなテーマのひとつとして扱われてきた。

1990年のドイツ再統一後、憲法パトリオティズムの考え方は、ドイツ政治の文脈とは別のところで論じられる機会を多く得るに至った。1990年代以降のヨーロッパの政治的統合の深化とともに、この考え方は従来のナショナリズムの言説を相対化し、ポスト国民国家時代における秩序構想を検討するための有力なモメントとして脚光を浴びるようになったのである。もっとも、憲法パトリオティズムの考え方は激しい反発をも引き起こし、これに否定的な言論を多く誘因することにもなったし、今もってこの状況には変わりがない。

(2) とはいえ、このような論争のなかで、憲法パトリオティズムの考え方が、その思想的内実をひとつの明確な像として明確なかたちで語られているかということ、きわめて心もとないというのが現状であろう。登場当初から大きな社会的反響を巻き起こした思想的モチーフの宿命というべきか、憲法パトリオティズムをめぐる議論は時事的問題との関連で論じられるあまり、その哲学的基礎について掘り下げた反省を行う機会を十分言えているとはいえない。その傾向は、たとえば、今日この考え方の代表的論者とされているユルゲン・ハーバーマスの議論からもうかがい知られよう。ハーバーマスは憲法パトリオティズムの問題を自身のコミュニケーション理論の応用課題と考え、この問題をドイツやヨーロッパの時事的状況にリンクさせて語っているが、こうしたやり方は議論を時事的問題への応答という受動的で断片的な性格なものにしてしまい、その体系的内実をクリアにするほどの迫力を有しているとはいえない。また、その他の研究の多くも、ハーバーマス同様、時事的問題にコミットするための言及であったり、もっぱらハーバーマスの言説の論理的整合性を問うにとどまるなど、どちらかといえば、周辺的な議論に終始している状況である。

(3) もっとも、他の政治理論との関連で憲法パトリオティズムの概念を明確化するべ

きとの問題提起も一部でなされてはいるものの、今もってその性質と問題性を哲学的な見地にまで迫って反省するに至っているとは言いがたい。また、この点について考察し発信しようとする動き(たとえば、ヤン・ヴェルナー・ミュラーの議論など)も、ドイツ国内を含めてこれからというのが現状であるといわざるをえない。多くの困難にもかかわらず、いわゆるリスボン条約の発効(2009年)などで実際にポスト国民国家の秩序像を模索しつつある現実のヨーロッパ政治の歩みに比べてみるならば、議論全体が大幅な遅れをとっているのは明らかであるといふべきであろう。

(4) 以上から、憲法パトリオティズムという考え方の性質を明確化し、新たな秩序構想の枠組みとして本格的なかたちで提示する作業は、その必要性にもかかわらず、今日まで持ち越されている状態である。本研究は、かかる状況を踏まえ、内外の先行研究を整理したうえで上記の課題に対応せんとする動機から開始されたものである。

## 2. 研究の目的

上述のような学術的背景を踏まえ、本研究は以下の三つの具体的目的を探求しようとするものであった。

(1) 憲法パトリオティズムの論理構成を哲学的な次元にまでさかのぼって明確化し、それによって憲法パトリオティズムのもとで構成されるであろう「憲法文化」の様相を析出すること。

換言すれば、憲法パトリオティズムにまわりつく「机上の空論」という批判に応答するべく、その哲学的基礎の動態的要素から抽出される行動様式としての「憲法文化」を描き出すこと。

(2) 憲法パトリオティズムが想定している「憲法文化」を明らかにすることによって、憲法パトリオティズムの有する規範理論的性格を考察し、ここで描き出されるネーションの性質と役割をリベラル・ナショナリズムのそれとの比較のうえで析出し、憲法パトリオティズムの現代ナショナリズム論における思想的位置を確認すること。

(3) 憲法パトリオティズムが構成する公共圏の様相を考察することによって、この考え方が熟議民主主義のあり方に一致の方向性を与えるものであることを明確化し、それによって、憲法パトリオティズムが現代民主主義の理念に新たな規則性と枠組みを加味する秩序構想になっていることを証明すること。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究の方法としては、まず憲法パトリオティズムの主要な論者たちの文献を収集し読解する作業をとおして、その理論的内実を明らかにする必要がある。憲法パトリオティズムについては、通常、まずシュテルンベルガーに加えてハーバーマス、さらにこの議論の有力な反対者であるヨーゼフ・イーゼンゼーなどの議論をベースとし、それにミュラーなどの近年の理論研究を加えて検討するのが一般的であるといえようが、本研究ではその範囲をさらに拡大した。具体的には、ヴァイマル・ドイツ期にすでに憲法パトリオティズムのプロトタイプとなる議論を提唱していたエルンスト・カッシーラーの言説を参照し、これらの資料を基にして、憲法パトリオティズムの輪郭をこれまでよりも広い視野で批判的に再構成するよう努めた。

(2) 上記の作業のうえで、憲法パトリオティズムの秩序構想としての性質を多角的に画定するために、a) 規範理論としての側面から、b) ナショナリズム論の側面から、c) デモクラシー論としての側面から分析する作業を行った。

(3) さらに、憲法パトリオティズムの考え方が国境を越えた市民的連帯のモチーフとして認知されつつあるヨーロッパの現状を確認し、実証的な見地からこの考え方に内在する思想的課題を抽出するためにドイツに赴き、ベルリン自由大学などを訪問して実地調査を行った。

### 4. 研究成果

本研究は、憲法パトリオティズムの理論構成を哲学的見地から再構成して新しいモデルのもとに描きだし(1)、その秩序構想としての性質をリベラル・ナショナリズムや現代民主主義論との対比のうえで描き出そうと努めた(2)。ここでは、特にこれらの点に絞るかたちで、その成果について言及しておきたい。

(1) 憲法パトリオティズムは民族や言語のような文化的同質性ではなく、憲法に記された政治的理念を軸としてアイデンティティを形成しようとするものであり、その抽象性は「血の通わない」机上の空論として批判されてきた。なるほど憲法パトリオティズムは強制的画一化によって個人を民族へと解消しようとしたナチス・ドイツのようなウルトラ・ナショナリズムに対するオルタナティブとしての性格上、ネーションのような政治的共同体のアイデンティティを文化や民

族のような「前政治的」なものに求めることを意識的に避けようとしてきた。この傾向はハーバーマスにおいて特に顕著であるが、しかし、このことは憲法パトリオティズムが非実存的なまったくの抽象の産物であることを意味しているわけではない。

たとえば、カッシーラーのシンボル理論やハーバーマスのコミュニケーション理論を基礎としていることからわかるように、憲法パトリオティズムは基本的に社会を関数的な関係性のもとに把握するロジックの上に成り立っている。したがって、その性質を精査するには、この考え方の基礎にある理念のスタティックな内容のみならず、ダイナミックな形成プロセスの様相をしっかりと見極める必要がある。ハーバーマスの指摘にもあるように、憲法パトリオティズムを支える政治理念は、具体的には、「平等な自由権」(市民の私的自律)、「民主主義的参加」(民主主義的な国家公民権)、「公共の意見を通じての統治」(独立した政治的公共圏)からなるが、憲法パトリオティズムは実際の経験に学びながら、これらの政治理念をどのように制度化して運営し、絶えざる課題にどのように応答するべきかというきわめて実存的な問題領域をもカバーするものになっているのである。こうして理念と現実の相互作用関係のもとに規範的秩序を構築しようとするパースペクティブになっていることに注目してみるならば、憲法パトリオティズムとは、単に机上の空論とみなして著以下のような単純なものではないことに気付かされよう。それはむしろ、きわめてプラグマティックな思考のもとにありうべき「憲法文化」のモデルを探求せんとする試みになっているのである。

つまるところ、憲法パトリオティズムは、現代国家が拠って立つべき政治理念を規定する一方、その現実のあり方を絶えず模索するプロセスのうちに、理念へとフィードバックするべき問題を抽出するとともに、そこで展開される「憲法文化」のもとに共同体的意識を形成しようとするものになっているのである。

(2) 上記のように再構成された憲法パトリオティズムの性質は、さらにナショナリズムや熟議民主主義のような他の政治理論との比較検討をとおしてより明らかとなる。

憲法パトリオティズムは20世紀のナショナリズム的言説に対する一種のアンチテーゼとして登場したが、両者は相似点と対立点の双方を抱えている。両者は政治的共同体を構成する人々に一定の共同体感情を植えつけて持続させること、共同大隠としての問題意識を共有するようリードすることについては、同じ役割を負っているといえる。しかし、前者によれば、後者の問題点は、国民統合を実現するために政治的共同体の文化的同質性を強調し、文化的な異質者や統合の

ロジックへの異議申し立て者を排除し、ひいては自由・平等・公共圏のような前者にとって最も重要とされる政治的理念を棄損する恐れがあるところにあった。言い換えれば、ナショナリズムは国民を実体的なものにとらえ、その価値の絶対性を正当化するところを出発点にしているが、憲法パトリオティズムはそうした同一化圧力の存在が議論によるやり取り以前の段階で設定されていることに異議申し立てをせざるをえなかったのである。

ただ、そうはいつても、憲法パトリオティズムの考え方は文化的共同性の政治的性格のすべてを否定しているわけではない。多くの論者が指摘しているように、この考え方は、その枠組みにおいては普遍主義的で、その適用範囲も必ずしも国民国家の枠組みに限定されるものではないが、実際には言語の共同性を前提としていることから、その協働性の範囲はおのずと限定されている。このことは、憲法パトリオティズムがそれ自体政治的共同体を創出しようとするほど強力な求心力を持ちえない補助的な規範的枠組みであることを示すとともに、相当程度文化的な同質性に依存する枠組みでもあることを示しているともいえる。そうはいつても、憲法パトリオティズムは自らのあり方をも常に問い直す公共圏の維持発展を目的としており、共同体の同質性も常に問題とされるべき課題として批判的な議論の対象とされる点でやはりナショナリズムとは異なった地点に立っている。その点では、自身の拠り所としつつも常に相対化せんとするアンビヴァレントな性質を内包しているのである。

また、憲法パトリオティズムは憲法の理念について一般市民に手に届く適切な政治的公共空間の現出をその柱とし、その空間を制度化された政策決定プロセスと市民とを結ぶ媒介として重要視しており、その意味では、政治理路において熟議民主主義と呼ばれるパースペクティブに一定の親和性を持っている。むしろ、このことは、一方では、憲法パトリオティズムが熟議民主主義の理論と同様の課題を抱え込むことを意味している。しかし、他方では、憲法パトリオティズムの規範的立脚点が、各人の経済的利害を公正に集積することに主眼を置くリベラリズムの発想（合理的選択の重視）とも、国家公民の集団的エートスの純粋性を追求しようとする共和主義的見地（政治的エートスの重視）とも異なっているということをも意味しているといえる。

憲法パトリオティズムの場合、その哲学的背景からして、各人が公共の問題について意見形成を行い協働するための間主観的な「場」を形成すること、さらにはかかる「場」で共有される実践的習慣の共有を持続的に図っていくことが重要視される。というのも、このような作業こそが、「憲法文化」を少しずつ具現化し、憲法の理念をもとに共同意識

を形成するコアになっているからであり、熟議民主主義の考え方を持続的に発展させるための方途になっているからだ。このことからわかるように、憲法パトリオティズムは政治的空間としての「場」を原動力とする秩序構想となっているのであり、現代民主主義の理念に秩序的モメントを加味することによって、その理念をさらに深化させようとするものになっているのである。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕(計 3件)

馬原潤二、神話と政治 あるいは政治の両義性について、北京理工大学学術交流会、2016年5月11日、北京、中華人民共和国

馬原潤二、憲法パトリオティズムの視座、中国人民大学外国語学院研究交流会、2015年5月23日、北京、中華人民共和国

馬原潤二、憲法改正問題と憲法パトリオティズム、北京理工大学特別講演会、2015年5月18日、北京、中華人民共和国

〔図書〕(計 2件)

馬原潤二、他、晃洋書房、政治概念の歴史的展開(第八巻)、2015年、228p(p193-225)

馬原潤二、他、法律文化社、原理から考える政治学、2015年、224p(p112-131)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

馬原 潤二

(MAHARA JUNJI)

三重大学・教育学部・准教授

研究者番号：40399051